

中小企業が利用できる国の主な補助制度等一覧(令和2年10月28日現在)

①国の補助制度

	事業内容	補助対象経費	補助率等	募集期間	問い合わせ先
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等、複数年にわたり相次ぐ制度変更に対応するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産性プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援 ※コロナ対応「特別枠」を創設	①通常枠 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費等 ②特別枠 通常枠に加え、広告宣伝費、販売促進費 ③事業再開枠 消毒・マスク・間仕切り等の感染防止対策費	①通常枠 ・補助率: 中小1/2、小規模事業者等2/3 ・限度額: 100万円から1,000万円 ②特別枠 ・補助率: 2/3または3/4 ・限度額: 100万円から1,000万円 ※特別枠の場合に限り、③事業再開枠の上乗せが可能 ③事業再開枠 ・補助率: 10/10 ・限度額: 50万円	4次締切: ~ 令和2年11月26日17時	ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-8880-4053 受付時間: 10時~17時(月~金曜日)
IT導入補助金	サービス業を中心とした中小企業、小規模事業者が、新たに生産性向上に貢献するITツール・ソフトウェアを導入に対し補助 ※コロナ対応「特別枠」を創設	ITツール(ソフトウェア、サービス等) ※特別枠はPC・タブレット等のレンタル費用が追加	①通常枠 ・補助率: 1/2 ・限度額: A類型30万円から150万円 B類型150万円から450万円 ②特別枠(C類型) ・補助率: 2/3、3/4 ・限度額: 30万円から450万円	①通常枠 9次締切: ~ 令和2年11月2日 ②特別枠 8次締切: ~ 令和2年11月2日	コールセンター 0570-666-424 (042-303-9749) 受付時間9時30分~17時30分(土日祝日を除く)

①国の補助制度

	事業内容	補助対象経費	補助率等	募集期間	問い合わせ先
小規模事業者持続化補助金	小規模事業者が自らの経営を見つめ直し、事業の持続的な発展に向けて経営計画を作成して販路開拓等に取り組む際の経費の一部を補助	<p>①一般型、②コロナ特別対応型</p> <p>機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費</p> <p>※事業再開枠は、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策費</p>	<p>①一般型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率: 2/3 ・限度額: 50万円 <p>②コロナ特別対応型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率: 2/3または3/4 ・限度額: 100万円 <p>※上記に加え、事業再開枠(10/10、上限50万円)を上乗せして申請可能</p> <p>※特例事業者は、追加対策枠により、一般型・コロナ特別対応型・事業再開枠の上限が最大50万円引上げ可</p>	<p>①一般型</p> <p>4次締切: ~令和3年2月5日</p> <p>②コロナ特別対応型</p> <p>5次締切: 令和2年12月10日</p>	<p>①一般型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県商工会連合会 052-562-0041 (9時~12時/13時~17時 土日祝日除く) ・日本商工会議所 03-6447-2389 (9時30分~12時/13時~17時30分 土日祝日除く) <p>②コロナ特別対応型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県商工会連合会 052-562-0041 (9時30分~12時/13時~17時30分 土日祝日除く) ・日本商工会議所 03-6747-4600 (9時30分~12時/13時~17時30分 土日祝日除く)

②雇用

雇用調整助成金の特例措置	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を助成</p>	<p>【特例措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業手当に対する助成率の引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3) ・解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業10/10、大企業3/4) ※助成額の上限を対象労働者1人1日あたり15,000円に引き上げ ・教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ(中小企業2,400円、大企業1,800円) ・新規学卒者など雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6カ月未満の労働者も助成対象 ・1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能 ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象 	<p>【特例措置適用期間】</p> <p>~令和2年12月31日</p>	<p>愛知労働局 職業安定部 職業対策課 あいち雇用助成室</p> <p>052-219-5518</p> <p>(8時30分~17時15分 土日祝日除く)</p>
--------------	---	--	--------------------------------------	--

③給付金

	事業内容	要件等	申請期間	問い合わせ先
持続化給付金	新型コロナウイルス感染拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対して事業の継続を支えるための給付金を支給	<p>①給付額 法人200万円、個人事業者100万円 ※ただし昨年1年間の売上からの減少分が上限</p> <p>②主な要件 ・令和2年1月から申請する月の前月までの1か月の売上が、前年同月比で50%以上減少している事業者 ・2019年以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者、2020年1月～3月までに開業した事業者も対象) ・法人の場合は、資本金の額又は出資の総額が10億円未満又は資本金等の定めがない場合は常時使用する従業員2,000人以下である事業者</p>	～令和3年1月15日	<p>持続化給付金コールセンター 0120-279-292 03-6832-6631 (8時30分～19時 土曜祝日除く)</p>
家賃支援給付金	新型コロナウイルス感染症により売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的としてテナント事業者に対して支給	<p>①給付額 法人 最大600万円、個人事業者 最大300万円 ※申請時の直近支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額を基に6か月分の給付額を支給</p> <p>②主な要件 テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって5月～12月において以下のいずれかに該当する者に給付金を支給。 ・いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ・連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少</p>	～令和3年1月15日	<p>家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 (8時30分～19時 土曜祝日除く)</p>

④その他

	事業内容	要件等	期間	問い合わせ先
Go To EATキャンペーン	新型コロナウイルス感染予防対策に取り組みながら頑張っている飲食店を支援するもの	<p>①食事券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録飲食店で使えるプレミアム食事券の発行(25%上乘せ)(加盟店の登録) <ul style="list-style-type: none"> ○登録申請期間 ~令和3年1月31日 ○加盟店申請方法 ホームページからの登録(https://gotoeat-aichi.jp/) <p>②オンライン飲食予約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン飲食予約サイト経由で期間中に飲食店を予約、来店した方に対し次回以降飲食店で利用できるポイントを付与(飲食店の登録) <ul style="list-style-type: none"> ○ぐるなび、食べログ、YAHOO!ロコ飲食予約、一休.comレストラン、EPARKグルメ、EPARK、HOTPEPPERグルメ、favy、トレタ、オズモール、Retty、LUXA、ヒトサラ、Chefle、大阪グルメの各問合せ先へ確認 	<p>①食事券</p> <p>販売は令和3年1月31日まで、利用は3月31日まで</p> <p>②オンライン飲食予約</p> <p>飲食予約ポイント付与期間は令和3年1月末まで、利用は3月末日まで</p>	<p>①食事券</p> <p>GoToEatキャンペーン</p> <p>愛知県事務局</p> <p>052-433-3680</p> <p>(10時~17時 土日祝日除く)</p> <p>②オンライン飲食予約</p> <p>飲食店の登録は各サイト運営者へ</p> <p>【事業全体】</p> <p>GoToEatキャンペーン</p> <p>コールセンター</p> <p>0570-029-200</p> <p>(10時~17時)</p>
Go To 商店街事業	新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底しながら商店街がイベント等を実施することにより周辺地域で暮らす消費者や生産者等が地元や商店街の良さを認識するきっかけとなる取り組みを支援するもの	<p>(対象事業者)</p> <p>特定の商店街等の活性化につながる取り組みを実施できる商店街組織等</p> <p>(対象事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者や生産者が地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施(オンラインを活用したイベント実施も含む) ・地域の良さの再発見を促すような、新たな商材の開発やプロモーションの制作 <p>(対象経費)</p> <p>イベント等を実施するのに必要な経費</p> <p>300万円(税込み330万円)×申請者数</p> <p>+500万円(税込み550万円)(2者以上で連携し事業を実施する場合に限る)</p>	<p>公募期間</p> <p>【先行募集】</p> <p>令和2年10月2日~10月30日</p> <p>※令和2年11月30日までに開始する事業</p> <p>【通常募集】</p> <p>令和2年10月30日~</p> <p>※令和2年12月1日~令和3年2月14日までに開始する事業</p>	<p>GoTo商店街事務局</p> <p>0120-304-060</p> <p>(10時~18時)</p>